

政令第二百二十五号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）の施行に伴い、並びに国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十三条第一項及び第二項並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和三十七年法律第八十号）第三十八条第四項及び第五項並びに附則第二条及び第九条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

第一条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号イ中「から(2)」を「（高齢者医療確保法第七条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合（ロ、第四項及び第五項において「被用者保険等保険者である組合」という。）にあつては、(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除した額）から(3)」に改め、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者（法第七十三条第一項第一号イに規定する組合特定被保険者をいう。以下同じ。）でないものに係る高齢者医療確保法第三十四条第一項各号の調整対象給付費見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の三分の一に相当する額

第五条第一項第一号ロ中「高齢者医療確保法第七条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合（第四項及び第五項において「」及び「」という。）」を削り、同号ロ(2)中「（法第七十三条第一項第一号イに規定する組合特定被保険者をいう。以下同じ。）」を削り、同条第四項第二号を次のように改める。

二 組合特定被保険者（指定組合特定被保険者を除く。次項第二号及び第三号において同じ。）に係る高齢者医療確保法第三十四条第一項各号の調整対象給付費見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の三分の一に相当する額に係る部分 次のイ及びロに掲げる組合の区分に応じ、当該イ及びロに定める割合

イ 被用者保険等保険者である組合以外の組合 当該組合の別表第二の上欄に掲げる組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

ロ 被用者保険等保険者である組合 零

第五条第五項第二号中「部分」の下に「並びに組合特定被保険者に係る流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分（前期高齢者交付金がある場合には、当該割合を乗じて得た額及び当該算定した額からハに掲げる額を控除した額に係る部分）」を加え、同号イ中「給付費割合」の下に「（高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(1)及び(2)に掲げる額の合計額に対する同号イ(1)に掲げる額の割合をいう。次号イ(1)において同じ。）の三分の二に相当する割合」を加え、同号に次のように加える。

ハ 組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額

(1) 被用者保険等保険者である組合以外の組合 イに定める割合

(2) 被用者保険等保険者である組合 ロに定める割合

第五条第五項第三号中「特定納付費用額の部分を」を「部分を」に改め、同号イ(1)中「給付費割合」の下に「の三分の二に相当する割合」を加える。

附則第十三条中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条の表第一条第一項の項中「附則第二十二條」を「附則第七條」に、「及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（同号において）」を「並びに高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（以下）に」、「高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（同号において）」「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（同号において）」を「、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（以下）並びに高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下）」に改め、同表第五条第一項の項、第五条第三項の項及び第五条第四項の項中「附則第二十二條」を「附則第七條」に改め、同表第五条第四項第二号イの項を削り、同表第五条第五項の項を次のように改める。

<p>第五条第五項</p>	<p>第七十三條第二項</p>	<p>附則第七條の規定により読み替えられた法第七十三條第二項</p>
	<p>(2)に掲げる額の合計額に対する同号</p>	<p>高齢者医療確保法附則第十三條の規定</p>

<p>イ(1)</p>	<p>により読み替えられた高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(2)に掲げる額の合計額に対する高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(1)</p>
<p>三 次のイからハまでに掲げる特定納付費用額の部分（前期高齢者交付金がある場合には、イからハまでに掲げる特定納付費用額の部分から二に掲げる部分を除く。） ホに掲げる割合</p> <p>イ 組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定</p>	<p>三 次のイからハまでに掲げる特定納付費用額の部分（前期高齢者交付金がある場合には、イからハまでに掲げる特定納付費用額の部分から二に掲げる部分を除く。） ホに掲げる割合</p> <p>イ 組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めると</p>

めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分

(1) 被用者保険等保険者である組合以外の組合 一から給付費割合の三分の二に相当する割合を控除した割合

(2) 被用者保険等保険者である組合 一から付録第一の式により算定した割合を控除した

割合

ころにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分

(1) 被用者保険等保険者である組合以外の組合 高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(1)及び高齢者医療確保法附則第十三条の規定により読み替えられた高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(2)に掲げる額の合計額に対する高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(2)

ロ 組合特定被保険者に係る後期

高齢者支援金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分

ハ 組合特定被保険者に係る介護納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分

ニ 組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額として厚生労働省令で定めるところにより算

に掲げる額の割合

(2) 被用者保険等保険者である組合 付録第二の式により算定した割合

ロ 組合特定被保険者に係る後期高齢者支援金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分

ハ 組合特定被保険者に係る介護納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分

ニ 組合特定被保険者に係る前期高

定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分

(1) 被用者保険等保険者である組合以外の組合 イ(1)に定める割合

(2) 被用者保険等保険者である組合 イ(2)に定める割合

ホ 次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合

(1) 被用者保険等保険者である

齢者交付金の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分

(1) 被用者保険等保険者である組合以外の組合 イ(1)に定める割合

(2) 被用者保険等保険者である組合 イ(2)に定める割合

ホ 次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める

組合以外の組合 当該組合の

別表第二の上欄に掲げる組合

被保険者一人当たり所得額の

区分に応じ、それぞれ同表の

下欄に掲げる割合

(2) 被用者保険等保険者である

組合 零

割合

(1) 被用者保険等保険者である組

合以外の組合 当該組合の別表

第二の上欄に掲げる組合被保険

者一人当たり所得額の区分に応

じ、それぞれ同表の下欄に掲げ

る割合

(2) 被用者保険等保険者である組

合 零

四 前三号に掲げる部分以外の部分

当該組合の別表第三の上欄に掲げる

組合被保険者一人当たり所得額の区

分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲

附則第十三条の表付録第一の項中「第三十四条第一項第二号」を「第三十四条第一項第一号イ(2)」に、「附則第十三条第一項」を「附則第十三条」に改める。

附則第十四条中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、「(退職被保険者等所属都道府県を除く。)」を削り、同条の表第二条第一項の項中「附則第二十二條」を「附則第七条」に改め、同表第四条の二第一項第二号の項中「附則第十四条第一項」を「附則第十四条」に改め、同表第九条第二項第一号ホの項中「第九条第二項第一号ホ」を「第九条第二項第一号へ」に改め、同表第九条第二号イの項中「附則第二十二條」を「附則第七条」に改め、同表第九条第二項第二号ヌの項中「第九条第二項第二号ヌ」を「第九条第二項第二号ル」に、「附則第二十二條」を「附則第七条」に改め、同表第十条第二項第二号イの項、第十条第二項第二号ニの項、第十一条第二項第二号イの項、第十一条第二項第二号ニの項、第二十条第二号の項及び第二十条第六号の項中「附則第二十二條」を「附則第七条」に改める。

附則第十五条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(経過的組合員を組合員とする組合に対する補助金の特例)

第十五条 令和六年度及び令和七年度において、経過的組合員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成九年法律第九十四号）附則第七条に規定する国民健康保険組合の組合員であつて組合特定被保険者であるものをいう。）を組合員とする組合について、附則第十三条の規定により読み替えられた第五条の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十三条の規定 により読み替えられ た第五条第一項第一 号ロ(2)	に係る前期高齢者納付金	並びに附則第十五条に規定する経過的 組合員（以下「経過的組合員」とい う。）であつて指定組合特定被保険者 （第四項第一号イに規定する指定組合 特定被保険者をいう。以下この(2)及び 次項において同じ。）又は小規模事業 所等常勤経過的組合員（同号ロに規定
--	-------------	--

<p>に係る介護納付金</p>	<p>に係る後期高齢者支援金</p>	<p>及び</p>	
<p>並びに経過的组合員であつて指定組合</p>	<p>並びに経過的组合員であつて指定組合 特定被保険者又は小規模事業所等常勤 経過的组合員でないもの及び経過的世 帯員に係る後期高齢者支援金</p>	<p>並びに</p>	<p>する小規模事業所等常勤経過的组合員 をいう。以下この(2)及び次項において 同じ。)でないもの及び経過的世帯員 (経過的组合員の世帯に属する当該組 合の組合特定被保険者であつて経過的 組合員でないものをいう。以下同 じ。)に係る前期高齢者納付金</p>

<p>第五条第四項第一号</p>	<p>第五条第二項</p>		
<p>一 厚生労働大臣が定める組合の組</p>	<p>組合特定被保険者</p>	<p>に係る前期高齢者交付金</p>	
<p>一 次のイに掲げる者（経過的世界帯員</p>	<p>次項において同じ。） 及び経過的世界帯員であるものを除く。 事業所等常勤経過的世界帯員でないもの つて指定組合特定被保険者又は小規模 組合特定被保険者（経過的世界帯員であ</p>	<p>並びに経過的世界帯員であつて指定組合 特定被保険者又は小規模事業所等常勤 経過的世界帯員でないもの及び経過的世界 帯員に係る前期高齢者交付金</p>	<p>特定被保険者又は小規模事業所等常勤 経過的世界帯員でないもの及び経過的世界 帯員に係る介護納付金</p>

合特定被保険者であつて、常時三百人以上の従業員を使用する事業主の事業所又は事務所に使用されるもの（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該組合の被保険者であるものに限る。）及びその世帯に属する者（次号及び次項第一号において「指定組合特定被保険者」という。）に係る特定給付額に係る部分

を除く。）及びロに掲げる者に係る給付額に係る部分 零

イ 厚生労働大臣が定める組合（以下この号において「指定組合」という。）の組合特定被保険者であつて、常時三百人以上の従業員を使用する事業主の事業所又は事務所に使用されるもの（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該指定組合の被保険者であるものに限る。）及びそ

<p>附則第十三条の規定</p>	
<p>指定組合特定被保険者</p>	
<p>指定組合特定被保険者並びに経過的組</p>	<p>の世帯に属する者（ロ、次号及び次項第一号において「指定組合特定被保険者」という。）</p> <p>ロ 指定組合の経過的組合員であつて指定組合特定被保険者でないもののうち、健康保険法第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該指定組合の組合員であるもの（次項第一号において「小規模事業所等常勤経過的組合員」という。）</p>

<p>により読み替えられた第五条第四項第二号</p>		<p>合員（指定組合特定被保険者を除く。）及び経過の世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）</p>
<p>第五条第五項第一号</p>	<p>指定組合特定被保険者</p>	<p>指定組合特定被保険者（経過の世帯員を除く。）及び小規模事業所等常勤経過の組合員</p>

附則第十六条から第十九条までを削る。

附則第二十条第一項中「附則第二十条第二項」を「附則第十六条第二項」に改め、同条を附則第十六条とし、附則第二十一条を削る。

付録第一中「 $\{A \times (r - 1)\} \div \{C - (A + B)\}$ 」を「 $\{A \times (r - 1) \times 2 / 3\} \div \{C - (A + B)\} \times 2 / 3 + \{D - (A + B)\} \times 1 / 3$ 」に改め、付録第一の備考第一号中「及びr」を

「、D及びr」に、「C 高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(3)に掲げる額」を

C 高齢者医
D 高齢者医

療確保法第三十四条第一項第一号イ(3)に掲げる額

に改め、同備考第二号中「がCの

療確保法第三十四条第一項第一号ロの概算報酬調整後調整対象基準額」

値と」を、「Cの値並びにDの値が」に改める。

付録第二中「 $\{D \times (s \times r - 1)\} \div \{C - (A + B)\}$ 」を「 $\{E \times (s \times r - 1) + A \times (r - 1)\} \times 1 / 3\} \div [\{C - (A + B)\} \times 2 / 3 + \{D - (A + B)\} \times 1 / 3]$ 」に改め、付録第二の

備考第一号中「r」を「E、r」に、「D 高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(2)に掲げる

額」を「D 高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号ロの概算報酬調整後調整対象基準額」に改め、同

E 高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(2)に掲げる額

備考第二号中「がCの値と」を、「Cの値並びにDの値が」に改める。

(前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正)

第二条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十九年政令第三百

二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の六中「百分の五・九八」を「百分の六・〇〇」に改める。

第一条の七中「百分の八・二五」を「百分の十一・一〇」に改める。

附則第五条中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第八条の二中「令和五年度」を「令和七年度」に改める。

附則第十二条の表第四百二十二条の項中「第四百二十二条」を「第四百二十二条第一項」に、「業務及び」を「業務、」に改め、「後期高齢者支援金等を徴収する業務」の下に「及び同項第三号に規定する保険者から出産育児関係事務費拠出金を徴収する業務」を加え、同表第四百十三条の項中「第三百三十九条第一項各号に掲げる」を「第三百三十九条第一項第一号に掲げる業務、同項第二号及び第三号に掲げる業務並びに同条第二項に規定する」に改め、同表第四百十六条第三項の項中「業務及び」を「業務、」に改め、「後期高齢者交付金を交付する業務」の下に「及び同項第三号に規定する保険者に対し出産育児交付金を交付する業務」を加え、同表第四百十八条の項中「及び後期高齢者交付金」を「、後期高齢者交付金及び出産育児交付金」に改め、同表第四百六十八条第一項第二号の項中「第四百二十二条」を「第四百二十二条第一項」に改める。

附則第十四条の表第四百二十二条の項中「第四百二十二条」を「第四百二十二条第一項」に改める。

(健康保険法施行令の一部改正)

第三条 健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四条中「平成三十六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、「前条の規定により読み替えられた」を削り、「法」を「並びに法」に、「同法」を「同法」に、「法」を「並びに法」に、「日雇拋出金」を「及び日雇拋出金」に、「病床転換支援金等、日雇拋出金」を「病床転換支援金等及び日雇拋出金」に改める。

(国民健康保険法施行令の一部改正)

第四条 国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)の一部を次のように改正する。

附則第一条の三第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項の表第九条第一項第一号の項中「附則第二十二条」を「附則第七条」に改め、同表第十九条第一項第二号の項中「及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等」を「並びに高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拋出金及び出産育児関係事務費拋出金」に、「高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び」を「高齢者医療確

保法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに」に、「附則第二十二條」を「附則第七條」に改め、同表第十九條第二項第一号の項中「附則第二十二條」を「附則第七條」に改め、同表第十九條第二項第二号の項中「附則第二十二條」を「附則第七條」に、「後期高齢者支援金並びに」を「後期高齢者支援金、」に、「病床轉換支援金並びに」を「病床轉換支援金、」に改め、同表第十九條第三項の項を次のように改める。

第十九條第三項	
後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）	病床轉換支援金等（以下「病床轉換支援金等」という。）
及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び日雇拠出金	及び病床轉換支援金等」とあるのは「、病床轉換支援金等及び日雇拠出金

附則第一条の三第一項の表第二十条第三項の項及び第二十九条の八の項中「附則第二十二条」を「附則第七条」に改め、同条第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「附則第九条第二項」を「附則第六条」に改める。

附則第四条中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、「(退職被保険者等所属市町村を除く。)」を削り、同条の表中「附則第二十二条」を「附則第七条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

(国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴う経過措置)

2 令和六年度において第一条の規定による改正後の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第五条第五項(同令附則第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定を適用する場合にお

千分の百六十四

千分の百六十一

千分の百四十七

千分の百四十六

--	--	--

いては、同令別表第二中

零	千分の二十七	千分の五十五	千分の八十四	千分の百十五	千分の百四十七	千分の百五十	千分の百五十四	千分の百五十七
---	--------	--------	--------	--------	---------	--------	---------	---------

とあるのは、

千分の六十五	千分の七十九	千分の九十三	千分の百七	千分の百二十三	千分の百三十九	千分の百四十	千分の百四十二	千分の百四十四
--------	--------	--------	-------	---------	---------	--------	---------	---------

--	--	--	--	--	--	--	--

└

とす。